
平成21年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第4日)

平成21年6月19日 (金曜日)

議 事 日 程 (4)

平成21年6月19日 午前10時00分開会

- | | | |
|------|----------------|--|
| 日程第1 | 町長提出議案
第43号 | 芦屋町職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第2 | 町長提出議案
第44号 | 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第3 | 町長提出議案
第45号 | 芦屋町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第4 | 町長提出議案
第46号 | 平成21年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)について |
| 第5 | 町長提出議案
第47号 | 平成21年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算(第1号)について |
| 第6 | 町長提出議案
第48号 | モーターボート競走用モーター購入契約の締結について |
| 第7 | 町長提出議案
第49号 | 緩衝式消波装置購入契約の締結について |
| 第8 | 町長提出議案
第50号 | 専決処分事項の承認について |
| 第9 | 町長提出議案
第51号 | 専決処分事項の承認について |
| 第10 | 議員提出議案
第1号 | 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第11 | 意見書案
第1号 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について |
| 第12 | 意見書案
第2号 | 基地対策予算の増額等を求める意見書について |
| 第13 | 意見書案
第3号 | 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書について |
| 第14 | 報 告
第8号 | 競艇事業振興調査特別委員会中間報告について |
| 第15 | 町長提出議案
第52号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について |
| 第16 | 町長提出議案
第53号 | 町民会館改修工事(建築)請負契約の締結について |

第17 町長提出議案 町民会館改修工事（電気設備）請負契約の締結について
第54号

第18 意見書案 新型インフルエンザ発生という新たな緊急事態を受けて「保健
第4号 所」の統廃合を中止し存続を求める意見書について

【出席議員】（13名）

1番 益田美恵子 2番 貝掛 俊之 3番 田島 憲道 4番 辻本 一夫
5番 小田 武人 6番 岡 夏子 7番 今井 保利 8番 川上 誠一
9番 松上 宏幸 10番 本田 哲也 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志

【欠席議員】（なし）

【欠員】（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子

説明のために出席した者の職氏名

町長 波多野茂丸 副町長 安高直彦 教育長 中島幸男
会計管理者 野口浩俊 総務課長 占部義和 企画政策課長 鶴原洋一
財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大塚秀徳 税務課長 入江真二
環境住宅課長 守田俊次 住民課長 入江明徳 福祉課長 嵐 保徳
地域づくり課長 内海猛年 競艇施設課長 境 富雄 学校教育課長 鶴原光芳
生涯学習課長 本田幸代 病院事務長 小池健二

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、1番、益田議員から6月12日の一般質問における発言について、会議規則第64号の規定により、個人が推定されるおそれがあるとの理由から、お手元に配りました発言を取り消したいとの申し出がありましたが、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定し、会議規則第119条の規定により会議録には掲載しないことといたします。

議事に移ります。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第43号から日程第13、意見書案第3号については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求め、また、競艇事業振興調査特別委員会の中間審査報告が提出されておりますので、あわせて報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それぞれの委員長から、審査結果報告書及び閉会中の継続審査申出書並びに中間審査報告書が提出されておりますので、局長にこれを朗読させ、報告にかえます。

局長に朗読を命じます。局長。

〔朗 読〕

.....
報告第6号

平成21年6月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

総務文教常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規

定により報告します。

記

議案第43号 芦屋町職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第44号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第45号 芦屋町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第46号 平成21年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)について、原案可決

議案第47号 平成21年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算(第1号)について、原案可決

議案第48号 モーターボート競走用モーター購入契約の締結について、原案可決

議案第49号 緩衝式消波装置購入契約の締結について、原案可決

議員提出議案第1号 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、修正可決

意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、原案可決

意見書案第2号 基地対策予算の増額等を求める意見書について、原案可決

修正

議員提出議案第1号は、期末手当の削減については、今年の民間の期末手当や国会議員等の状況を加味した人事院勧告に基づいて引き下げ案が提出されたものである。

したがって、本委員会としては、次年度以降については経済状況等を再検討する必要があると判断したため、下記の修正を加えるものとする。

記

「第5条第2項中「100分の170」を「100分の155」に改める。」とあるを「附則に次の1項を加える。3、平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の155」とする。」に改める。

報告第7号

平成21年6月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 小田 武人

民生産業常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規

定により報告します。

記

議案第46号 平成21年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）について、原案可決

議案第50号 専決処分事項の承認について、原案承認

議案第51号 専決処分事項の承認について、原案承認

意見書案第3号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書について、
原案可決

.....
報告第8号

競艇事業振興調査特別委員会中間報告書

平成21年6月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

競艇事業振興調査特別委員会

委員長 室原 健剛

副委員長 小田 武人

委員 中西 定美

委員 益田美恵子

委員 本田 哲也

委員 横尾 武志

委員 松上 宏幸

委員 川上 誠一

委員 今井 保利

委員 岡 夏子

委員 辻本 一夫

委員 田島 憲道

委員 貝掛 俊之

本特別委員会は、平成21年3月18日、第1回定例会において、競艇事業振興に関する調査について付託を受けて鋭意調査を続けているが、構成町との調整等が急務であるとの考えから、一部について意見集約ができたので、下記のとおり中間報告する。

記

1、特別委員会の基本的考え方について

特別委員会に付託を受けた調査項目の1項である「競艇事業経営改善等についての方針決定」

が先決であり、2項の「競艇場施設の効率的有効利用」及び3項の「外向場外発売所改善計画」の2項目については、所管委員会である総務文教常任委員会で審議し、その結果を特別委員会で審議するとの意思確認がなされた。

よって、競艇事業経営改善等の調査を先行実施した結果、芦屋町外二カ町競艇施行組合による経営方式か、芦屋町単独による経営方式かの改善方法等の審査結果を中間報告することとした。

2、調査回数について

4回の委員会により担当者及び理事者等から説明及び関係資料の提出を求め、調査、審議を行った。

3、中間調査の結果

第1次提言

理 由

平成5年から14年間続く競艇業界の売り上げ不振は事業経営に多大な影響を与え、大半の競艇事業が赤字経営に苦しんでいる。

平成19年度で若干の売り上げ向上が見られたものの、平成20年度からの世界的経済の大不況は、再び競艇事業経営に影を落とし、競艇事業の将来展望は見えていない状況である。

この経済不況下での競艇業界の実態は、芦屋競艇事業においても同様であり、この状況下で、「大丈夫か」の感すら生じる事態である。

昭和27年11月7日、遠賀川河口での芦屋競艇第1回開催以来、平成21年9月開催の周年レースで開設57年を迎え、半世紀以上の歴史を刻む芦屋競艇事業を立て直すには、芦屋町単独経営に切りかえ、強力な営業施策の実行以外の道はないとの結論となった。

したがって、芦屋競艇事業経営の見直しについては、これまで続けられ凍結状態になっている岡垣町、遠賀町、芦屋町代表による9者会議を再開し、会議の懸案事項である次の事項

1、競艇施設使用料赤字負担に関する件

2、芦屋町単独経営移行に当たっての岡垣町、遠賀町が希望する周辺対策補助金に関する件については、下記提言に基づき解決されることを望む。

記

1、単独経営移行に関する競艇事業振興調査特別委員会の見解

イ、施設使用料の赤字補てんに当たっては、これまでの岡垣町、遠賀町、芦屋町の3町同意に基づく競艇収益金によって解消されることを望む。

ロ、単独経営移行に当たって生じる、岡崎、遠賀両町が希望する補助金問題は、両町の動向を踏まえ、交渉に当たる代表者で解決することが望ましい。

.....

平成21年6月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の下記の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定より申し出ます。

記

「企画調整に関する件」「町財政に関する件」「税制に関する件」「消防及び災害防止等に関する件」「競艇に関する件」「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中に審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

.....

平成21年6月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の下記の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

「受付事務に関する件」「健康及び福祉政策に関する件」「環境政策に関する件」「道路整備に関する件」「公営住宅に関する件」「芦屋橋の建設に関する件」「国道495号線に関する件」「芦屋港湾に関する件」「上下水道に関する件」「農業、漁業及び商工振興に関する件」「観光振興に関する件」「建築及び土木に関する件」「河川に関する件」「医療及び医療行政に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

.....

平成21年6月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 松上 宏幸

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、「議会運営に関する件」「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」については、閉会中に審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

.....

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生産業常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生産業常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、競艇事業振興調査特別委員会委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、競艇事業振興調査特別委員会委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

日程第1、議案第43号から日程第14、報告第8号までの議案について順不同により討論を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

おはようございます。6番、岡夏子。議員提出議案第1号芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

今回提出されている改正案は、さきに人事院が暫定的な夏季期末手当の減額の勧告を出したことによるものですが、内容については、これまで基本給の1.7カ月分を乗じた6月の期末手当を0.15カ月削減して、1.55カ月分とする内容です。

先ほど委員長報告にもありましたように、当該委員会で審議された結果は、特に本年度に限り適用するということになりました。

しかし、私は、今回の世界的経済不況による民間企業の厳しい経営状況での異例の人事院勧告以前の問題として、これまで芦屋町議会議員の月額報酬や期末手当が長い間削減されてこなかったことの指摘や、近隣及び類似団体と比較して逸脱した高額報酬の見直しを求めてきました。

そのような中、昨年3月議会に報酬審議会等の答申を経て、議員報酬などの削減に関する条例改正案が提出されましたが、6月議会で費用弁償の減額のみに修正され、月額報酬や期末手当の

減額は行われませんでした。

ちなみに、郡内ほか3町の議会は今回の期末手当の削減は行っておりませんが、提出されている芦屋町の削減額は議員レベルで6万2,580円の削減になります。今回の6月季のみに限って、減額していない、ほか3町と、減額した芦屋町との比較においては、水巻町とは13万円、岡垣町とは9万6,000円、遠賀町に至っては18万9,000円になります。

委員会の結論どおり、これが来年の夏季においてもに戻れば、水巻町とは17万4,000円、岡垣町とは15万8,000円、また遠賀町に至っては25万2,280円の開きがあります。

このように現状において、近隣と比較しても高額になっている期末手当は、加算が月数だけではなく、不適切な加算率——芦屋町は40%ですが——これが廃止あるいは削減など、見直しがされていないことが原因です。少なくとも、今回の議員提案内容を確定し、今後さらに厳しくなっていけば、当然減額の条例改正を行っていくべきと考えます。

何より、今後一層厳しくなる町財政の中であって、議会みずから自助努力を町民に示すことでは、議員提案の原案を少なくとも確定し、町民に理解を求めていくことが重要であると考え原案に賛成するものです。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

議員提出議案第1号に対して、基本的に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

住民生活が大変に厳しい状況に置かれてる中での、議員の一時金を凍結することには当然賛成するものです。しかし、今議会で議員だけが職員に先駆けて行うことには問題があります。議員の一時金の凍結が先行することによって、職員の一時金の凍結が既成の事実となり、決定的となることが考えられます。

今回の人事院勧告に対して、11都道府県2政令市の人事委員会で勧告を見送っています。福岡県では例年同様の調査を実施中であり、民間企業のボーナス支給状況について正確なデータが集まっていないとして、年末に判断を行うとして勧告を見送っています。

こういった経過もあり、遠賀郡4町では、年末一時金で判断を行うことになっています。

国会は法案の成立とともに附帯決議がなされ、地方公務員の給与については独自の給与削減措置を講じていることにかんがみ、準ずる措置を要請しないことなど、附帯決議が採択されました。

つまり、地方自治体が行財政改革等で給与を削減している中、そういったものにかんがみながら、これは強制することにはないという、そういった内容でした。

一時金凍結問題は、一律に国準拠を押しつけられるのではなく、それぞれの自治体の労使の交

渉によって決定されるものです。議員の一時金の凍結は当然ですが、職員の時給の凍結の呼び水であってはならないことです。さらに、職員の凍結については認められるものではありません。

そもそも、今回の人事院の勧告は人事院みずからが労働基本権の代償機関としている役割を放棄し、賃金決定ルールを無視し、生活破壊を強行しようとする、極めて不当な勧告です。

また、財界の人件費削減方針と政府・与党が総選挙を前に公務員バッシングを政治的に利用しようとする動きに、人事院が追随屈服したものであり、断じて認められるものではありません。

しかも通常では、1万1,000企業を対面調査するのに、今回は2,700社を対象に郵送調査だけで調査回答は340社というずさんな調査です。

人事院の総裁も、全体を反映したかといえそうではないと認めています。また今回の勧告が多くの方々に何らかの影響を与えると、中間民間中小企業の賃金を押さえ込むことを人事院総裁も認めました。

一時金の凍結は職員の暮らしを圧迫し、生活犠牲を招くものであり、町内の消費購買力を低下させ、地域経済に影響があることは明らかです。

内需拡大による景気回復が求められ、そのために補正予算を出したと言いながら内需を冷やす一時金凍結を行う道理はどこにもありません。

議員提出議案第1号には賛成しますが、12月議会に提案されるであろう職員の時給凍結には反対の立場を表明いたしまして、討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論は終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第43号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第43号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第44号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第44号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第45号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第45号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第46号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第46号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第47号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第47号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第48号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第48号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第49号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第49号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第50号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第50号は原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第51号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方

の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第51号は原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、議員提出議案第1号について、委員長報告は修正可決です。よって、修正部分について、まず採決を行います。委員長報告のとおり修正することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、修正することに決定いたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

○議員 7番 今井 保利君

議長、動議。

○議長 横尾 武志君

はい、どうぞ。

○議員 7番 今井 保利君

先ほど、修正案で、私も賛成いたしましたけれども、ここで可決されたわけですけども、芦屋町の議会規則によれば、この後、議員提出議案第1号を採決する必要性はないと思うんですけども。いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

局長に説明させます。

○事務局長 磨田 育生君

原案につきまして、残る部分が、附則の、「この条例は、公布の日から施行し、6月1日から適用する。」という部分が残りますので、この部分は原案をそのまま採決とらなければならないということになっております。だから、修正部分を除く部分をするということです。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

いや、修正案の中でも、そこはしなくていいとありまして、芦屋町の議会規則を82条を読みます。いいですか、82条ありますか。議会規則を見ると、委員会で、今回、修正案が出て、それが可決された場合は、本来もともと原案は表決をしてはいけないんだそうです。

○議長 横尾 武志君

局長。

○事務局長 磨田 育生君

この部分は一部修正でございまして、修正案が出ているわけではございません。あくまで原案の条例第5条という部分の、この部分だけを削除して、残りは残すというような、一部修正でございまして、原案についても採決が必要だと考えております。

○議員 7番 今井 保利君

すみません、ごめんなさい、時間をとって。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

最後に確認させてください。一部修正案と修正案のは、それだけ違うってことですか。私の認識がちょっと間違っていたらごめんなさい。

○議長 横尾 武志君

局長。

○事務局長 磨田 育生君

修正案というのは、全部新たに委員長報告として委員会が修正案をつくってですね、出すのが修正案でございます。一部の部分を削除して、このように変えるというのは一部修正でございますので、残る部分、原案については採決をしなければならないというのが、今までの慣例となっておりますし、また、会議規則等、いろいろ見ましてもそのようになっております。

以上です。

○議員 7番 今井 保利君

そうすると、最後、もう、もう、これ最後にします。最後。

○議長 横尾 武志君

はい、どうぞ。

○議員 7番 今井 保利君

そうすると、修正案で、まあ、私も手を挙げて、修正案で通るわけですけども、ここの中でも採決の中では残る部分だけの、要は、修正で残る部分だけの採決だから、ここでも手を挙げなきゃいけないってことですね。

○事務局長 磨田 育生君

そういうことです。

○議員 7番 今井 保利君

そうですね。確認です。わかりました。

○事務局長 磨田 育生君

強制したらいかんのですが、そういうふうになります。

○議員 7番 今井 保利君

強制ではないですが、そういうことになりますね。

○事務局長 磨田 育生君

はい。

○議員 7番 今井 保利君

ごめんなさい、そういう意味で、ちょっと、すみません、ちょっと、前回の議会の中でこの辺のことが明確でなかったんで、明確にする意味も含めて質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

皆さん、おわかりになりましたでしょうか。（発言する者あり）はい。

では次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決をいたします。修正部分を除く原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議員提出議案第1号は、修正部分を除く原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、意見書案第1号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、意見書案第1号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、意見書案第2号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、意見書案第2号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、意見書案第3号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、意見書案第3号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、報告第8号競艇事業振興調査特別委員会中間報告について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、報告第8号は原案を承認することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されておりますので、これを日程に追加し、局長に議案の朗読をさせた上、町長及び提出議員に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

局長に朗読を命じます。局長。

[朗読]

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。議員の皆様におかれましては、連日のご審議大変ご苦労さまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第52号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、田中信代氏の任期が平成21年6月30日をもって満了となりますので、田中氏を候補者として再度推薦いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

田中氏は人権擁護委員として2期6年間経験され、人格、見識とも申し分なく適任ですので、どうぞよろしく願いいたします。

議案第53号と第54号につきましては、いずれも契約議案でございます。町民会館改修工事の建築と電気設備について、それぞれ請負契約を締結するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、

お願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で、町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、8番、川上議員に提案理由の説明を求めます。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

おはようございます。新型インフルエンザ発生という新たな緊急事態を受けて「保健所」の統廃合を中止し存続を求める意見書についての説明をいたします。

意見書案を読み上げまして、説明にかえさせていただきます。

兵庫や大阪などの新型インフルエンザの国内感染者が減少し、一部の自治体が「安心宣言」を出す地域がある反面、福岡県では福岡市内を中心に短期間の間に感染者は46人（6月11日現在）に広がっています。新型インフルエンザの感染者は全世界で既に2万人を突破し、寒さが本格化する南半球での感染が拡大しており、日本でも秋から冬にかけて第二波のインフルエンザの流行が懸念されています。

今回の教訓として、適切な方法で国内への侵入を防ぐ検疫対策を続けることは必要ですが、同時に国内にも感染が定着したとの認識に立ち、国も地方自治体も、感染者の早期発見や治療、拡大防止などの対策を強化することが極めて重要です。兵庫や大阪で感染者が広がり、関係機関の体制、対応が不十分だったことを十分検証し、教訓を生かす必要があります。

中でも、保健所はどこでも感染の可能性のある人への追跡調査や発熱相談、外来に「フル回転」しており、最前線に立っています。

かつて福岡県は両政令市と大牟田市を除いて、県の保健所は21カ所ありましたが、「地域保健法」制定後13カ所に統廃合され、さらに今年10月1日から9カ所に縮小されようとしています。

身近な保健サービスが各市町村に移されたとはいえ、保健所は公衆衛生の上で重要な役割を担っており、政府も「必要な危機管理拠点としての機能を維持していきたい」と国会で答弁するなど、改めて保健所体制の強化が求められています。

地域住民の身近なところで、だれもが無料で相談や発熱外来が受けられ、県の総合的な研究機関である保健環境研究所（太宰府市）との連携で遺伝子検査を行うなど、文字どおり、保健所は公衆衛生の第一線に立っています。

新型インフルエンザ発生という新たな緊急事態に際し、これまで中遠地域の公衆衛生の拠点であった遠賀保健福祉環境事務所の保健所機能を宗像保健福祉環境事務所に統合するのではなく、その存続が何よりも求められています。

よって、芦屋町議会は県に対し、遠賀保健福祉環境事務所の存続と体制強化を強く要請いたし

ます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。よろしくご審議お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わります。

日程第15、議案第52号については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第15、議案第52号について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第52号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第16、議案第53号についての質疑を許します。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

今、入札結果を拝見したんですけど、一応、1億3,188万3,500円という最低価格で入札結果となっておりますが、この最低価格の入札を見ますと、11社ですかね、11社入って、結局くじ引きで決定という、こういった形になってます。

低く入札が行われると、それは税金を有効に使うという点ではいいかもしれませんが、ただ、もともとやっぱり競争原理を働かせるという点では、こういったふうな内容であれば競争原理が働かないで最低価格で落として、そして、くじ引きで決定するという、そういった方向が引かれてるんじゃないかという、そういった懸念を持ちますけど、そういった点ではどういったふうにお考えでしょうかね。その1点をお聞かせください。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

あくまで入札結果につきましては結果ですので、それについて、どうのこうのということは答

弁を差し控えたいと思ってます。結果でしかないと思ってます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それではですね、今後やっぱりこういったことがないような、その、支度を町としては考えるべきと思いますが、そういった点ではいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

具体的には、そしたらこういう最低業者が多数出るようにならないために、どうしたらいいかということを検討しなさいというお話ですか。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

まあ、そういったこともありますけど、結局こういったふうになれば、もう、最低価格で入札が行われるということは通例化するんじゃないかという、そういったところでね、果たしてそれが本当にこういった一般競争入札という名前に値するだろうかという、そういった懸念を持っております。まあ、そういった点で、委員会で付託審議されるでしょうが、そういった点ではそういったところも、十分ご審議を願いたいというように思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第53号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第54号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第54号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、意見書案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、意見書案第4号についての質疑を打ち切ります。

お諮りします。日程第16、議案第53号及び日程第17、議案第54号については、総務文教常任委員会に、日程第18、意見書案第4号については、民生産業常任委員会に、それぞれ審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

午前10時37分休憩

.....
午前11時09分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

日程第16、議案第53号から日程第18、意見書案第4号については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務文教常任委員長は、体調不良のため副委員長が代行いたします。総務文教常任副委員長。

〔朗 読〕

.....
報告第9号

総務文教常任委員会付託議案審査結果報告書

1、議案第53号 町民会館改修工事（建築）請負契約の締結について

1、議案第54号 町民会館改修工事（電気設備）請負契約の締結について

本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審議した結果、原案を可決すべきものと決定しました。

以上、報告いたします。

平成21年6月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

.....
以上です。

○議長 横尾 武志君

次に、民生産業常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生産業常任委員長。

[朗 読]

.....
報告第10号

民生産業常任委員会付託議案審査結果報告書

1、意見書案第4号 新型インフルエンザ発生という新たな緊急事態を受けて「保健所」の統廃合を中止し存続を求める意見書について

本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審議した結果、原案を可決すべきものと決定しました。

以上、報告いたします。

平成21年6月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 小田 武人
.....

○議長 横尾 武志君

以上で、報告は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について、質疑を行います。

まず、総務文教常任副委員長に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務文教常任副委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生産業常任委員長に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生産業常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第16、議案第53号から日程第18、意見書案第4号までの各議案について、順不同に

より討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第16、議案第53号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第53号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第54号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第54号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第18、意見書案第4号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、意見書案第4号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、採決は終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

なお、可決いたしました意見書は議長から関係機関に送付することといたしたいと思っております。

ここで、今井議員から発言の申し出が出ておりますので、これを許します。今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

議会の最後に発言の許可をいただき、ありがとうございます。

皆様に本日、議員提出議案第1号及び一部修正案を可決していただいたことに対しまして感謝申し上げます。

この議案の内容は、皆様既にご存じかと思っておりますけれども、報酬審議会等の情報なしに議会が独自に結論を出したということについては、非常に高いところの見識があると思っております。

2番目には、これは6月1日という日付で遡及する、いわゆる、多分日本に例のない、今までかつて例にないことでの遡及をして、我々の給与をみずから下げていくってということで、芦屋町議会の及び議員の見識の高さと、それと皆様のご協力に対して感謝申し上げます。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて平成21年芦屋町議会第2回定例会を閉会いたします。長期間のご審議、お疲れさまでした。

午前11時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員